

令和元年度第7回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年3月27日（金）9：00～9：20
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、渡邊副知事、稲垣副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、福井医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、井戸畑環境生活部長、中川廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、伊藤南部活性化局長、前田農林水産部長、村上雇用経済部長、河口観光局長、渡辺県土整備部長、荒木会計管理者兼出納局長、廣田教育長、山神企業庁長、加藤病院事業庁長、信田四日市港管理組合経営企画部長、四日市市保健所長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

議題1 新型コロナウイルス感染症への対応について

（服部危機管理統括監）

- ・「第7回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくものとしては「第1回」となるが、政府対策本部の考え方が継続的なものであること、県としても継続性を保って対応していくことから、「第7回」とさせていただく。
また、今回から、連携を深めるため四日市市保健所長にご参加いただいている。
- ・まず初めに「新型コロナウイルス感染症への対応」について、医療保健部から説明をお願いします。

（田辺医療保健部医療政策総括監）資料に沿って説明

- ・世界の状況について3月25日時点のものであるが、感染者数は増加傾向にあり、中国、イタリア、米国、ドイツが非常に多い。
- ・国別の累積患者数については、中国が一番多く、イタリア、米国、スペインなどがここ最近急速に増加していることが読み取れる。
- ・そういった世界の状況に比べると、日本の増加数は他国に比べると比較的抑えられていることが読み取れる。
- ・今回の新型コロナウイルス感染症については、インフルエンザのように治療薬やワクチンがないため、人と人の接触を避けることが感染拡大防止で重要である。このことから、諸外国においてもイベントの中止や施設の閉鎖、学校閉鎖、移動制限など、様々な対策が行われている。
- ・8ページに国内の状況を示しているが、最近一日当たりの確定数が増えており、特に東京において非常に増加が顕著。

- 1人の患者が複数に広げ、クラスターと呼ばれるものが発生しているが、クラスターが発生することで患者が急激に増えることから、クラスターを抑えていくことが今の課題となっている。
 - 国においては資料のチラシにあるように、密閉、密集、密接の3つの密を避けるように、といった取組が進められている。
 - 人の行動制限をしていく中で、一定程度の法的な枠組みが必要であることから、2012年に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されている。この法律では、行動計画などを事前に準備し、発生時には国や都道府県に対策本部を設置することとしている。
 - 政府の方で、緊急事態宣言がされると特定都道府県に指定された地域は様々な緊急事態措置が取れるようになり、必要性に応じて外出自粛要請、催物の制限等が可能になる。
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法では新型コロナウイルス感染症は法の対象となっていなかったが、3月13日に法が改正、14日施行されたことから特措法の対象となった。
 - 厚生労働大臣が感染症の発生を公表し、政府に報告したのち、政府の方で対策本部を設置して基本的対処方針を作成、同時に都道府県は対策本部を設置するという流れとなっている。
- (服部危機管理統括監)
- 質問のある方は挙手をお願いします。
- (質疑等なし)

議題2 各部局の対応

(服部危機管理統括監)

- 次に各部局の取組について、まず医療保健部から報告をお願いします。
- (福井医療保健部長)
- 新型コロナウイルス感染症対策を一層強化するため、3月30日から感染症対策チームの体制を当初の15名から20名に増員し、取組をすすめていく。
 - PCR検査については、保健環境研究所による行政検査に加えて、三重大学医学部附属病院や民間検査機関においても実施できるようになったことから体制の強化が図られたところである。
 - また、地域移行期になった場合に備えて、必要な病床の拡充を図るとともに、重症者の受入対応力の向上を図るため、人工呼吸器やECMOの整備を支援していく。
 - 引き続き関係機関と連携しながら、検査体制の充実、医療提供体制の整備に取り組んでいく。

(服部危機管理統括監)

- ・他に報告事項があれば発表をお願いする。

(村上雇用経済部長)

- ・3月13日に、県の緊急経済対策を打ち出しており、その中で融資制度、セーフティネットスキーム等拡充をしたところであるが、3月25日までの利用状況については合計87件、約29億9000万円の融資が決定している。
- ・市町へ申請し、融資が決まるまで約2週間程度時間かかる見込みであるが、迅速な対応を引き続き要請していく。
- ・主要経済団体4団体に対して、下請け・中小企業者への配慮や教育委員会と連携した内定者への配慮をしていただくよう先日要請を行ったところである。
- ・労働相談関係については、4月11日から6月末まで、三重県労働相談室の開所時間延長をすることとし、土曜日も13時から17時まで相談を受付ける。
- ・三重テラスについては、東京都の要請を受けて、この週末の土日臨時休業が決定した。今後も、動向を見極めながら対応していくこととし、18時以降の夜間の営業については当面見合わせていく。

(河口観光局長)

- ・宿泊施設については、予約がキャンセルに加えて新たな予約も入らず、夏休みに次いで大きなシーズンである3月の稼働率も3から4割、中には1割程度の施設もあり非常に厳しい状況。当面は資金面の支援を続けていくところであるが、事態の収束をみて、反転攻勢をかけていくよう、需要喚起するキャンペーンの実施など国の動きとも連動して取組を進めていく。

(前田農林水産部長)

- ・これまで生産者、関係団体、市場等に対し、普及員等を中心に動向や販売状況の聞き取り調査を行っているところである。
- ・給食用の牛乳や式典用の青果、観光外食用食材への影響が出ていることから引き続き県産品消費のご協力を各部局をお願いしたい。

(紀平総務部長)

- ・東京方面への赴任については、首都圏で外出自粛要請が出されたことを受け、今後予期せぬ自体が発生することも十分考えられることから、柔軟な対応を行っていく。詳細については部長通知を発出するためご確認をお願いしたい。
- ・また、職員それぞれ一人ひとりさまざまな事情があり、困っていることもたくさんあると思うので、ぜひ人事課へ相談いただきたい。

議題3 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・この本部は、医療保健部の説明にあったとおり、緊急事態宣言が発せられると特措法の法的権限などに基づいて、役割や機能と変わっていく。このことを改めて、認識してもらった上で今後取組を進めて欲しい。
- ・本県の新型コロナウイルス感染症の陽性患者は9名であり、感染状況は一定程度に収まっているものの、国内においては感染経路不明のクラスター（患者集団）も発生していることから、患者の急増を見据え、PCR検査の体制の拡充や病床の確保等の医療提供体制の充実について、医療機関等と連携し、早急に進めること。
- ・各部局においては、県民の皆様の不安解消に向け、設置している相談窓口等を活用し、引き続き、相談等に丁寧に対応するとともに、国の緊急対応策等も活用し、観光業、農林水産業、医療機関・福祉施設等の事業活動への支援や様々な影響により収入減少があった世帯などへ助成等について、万全かつ積極的に取り組むこと。特に、年度末の資金繰りを含め、経済への影響を軽減するため、万全を尽くすこと。
- ・東京では、今週発生した患者の4割が感染経路不明となっています。4月は大学への進学や就職のシーズンでもあり、首都圏をはじめとした県外への転出や県外からの転入も多くなることから、改めて感染防止対策の徹底を図るよう、県民の皆様に周知するとともに、不要不急の外出の自粛など、県民の皆様一人ひとりの行動変容の重要性を強く発信すること。
- ・感染の拡大を防止するためには、感染が急増している地域への通勤、通学等の人の行き来を制限することが効果的であるが、県境を越えた対応が必要となることから、緊急時に万全の体制が取れるよう、広域的な対応について、近隣県との連携・調整を早急に進めること。
- ・首都圏をはじめ、感染が急増している地域においては、不要不急の外出や県境を越えた行き来等についての制限を要請しているが、首都圏だけでなく、近隣の愛知県等でも患者の急増が確認されていることから、各部局については、全国から人が集まる会議の開催や県外への出張は、必要性を十分に検討したうえで判断すること。
また、会議を開催せざるを得ない場合であっても、手洗いや手指の消毒、室内の換気等、感染予防対策を徹底するとともに、WEB会議の開催など多様な手段についても積極的に活用すること。
- ・引き続き、感染者の行動歴などの調査を確実にを行うとともに、県民の皆様が自主的に対策を取っていただく上で重要となるリスク情報については、患者の方に過度な精神的負担をおかけしないよう患者本人及びその他関係者の方の

人権の尊重や個人情報の保護に関する部分に最大限配慮しつつ、今後も三重県独自の判断として、随時、早急かつ丁寧に積極的に公表すること。

また、新型コロナウイルス感染症については、SNS等により患者個人の特定につながる内容や人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先の風評被害が懸念されるような情報が見受けられることから、各部局においては、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われないよう呼びかけるとともに、正確な情報を迅速かつ的確に発信すること。

(服部危機管理統括監)

- 各部局等において、知事指示事項に基づいた対応をお願いする。

これで、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を終了させていただきます。